

共に自立して生きるための条件づくり



女性にとっての就労は個人の自立を図る上で大きな役割を果たすとともに、社会の形成に参画する機会でもあります。したがって、男女がともに仕事と家庭の両立が可能となるようさまざまな施策を積極的に推進していかなければなりません。

一方、男女共同参画社会においては、単に仕事を持ち働くことだけが自立することと捉えるのではなく、家事や子育ての価値を見直し男女がともに担い自立して生きることが出来る条件づくりが必要です。さらに、女性に対する偏見や差別意識によって繰り返されてきた「性」をめぐる問題や「女性への暴力」など、人間としての尊厳を傷つけ、人権を侵害する行為の根絶に向けた社会的な取り組みが強く求められています。

課題 自立した生き方への対応

方針 7) 地域・家庭への共同参画

男女がともに協力し、家事・育児・介護を担えるよう技術を習得する学習機会の拡大
地域のボランティア活動や環境保全活動への家族での参加
子どもの活動の場への父親の積極的な参加促進
企業への労働時間の短縮要請

方針 8) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力への関係機関による、厳正な対応とその防止対策
セクシュアル・ハラスメントの実態把握と多様な取り組みの推進
被害女性に対する相談・保護、救済制度の取り組み
広報・啓発による人権意識の浸透
暴力の根絶に向けての制度や法的対応などの総合的な対策

課題 共に働くための環境整備

方針 9) 職場での平等意識の啓発

「改正男女雇用機会均等法」の周知
労働時間や就業時間の弾力化などについて国・県・企業への働きかけ
企業と働く女性への母性保護の啓発
働く女性の実態調査と情報提供活動
働く女性の悩みのための相談機能の充実
国・県及び企業と連携して、雇用における男女平等を働きかけ

方針 10) 就労機会・分野の拡大

雇用主に向けた「改正男女雇用機会均等法」の趣旨の周知と浸透
働く女性の実態把握と情報の収集・提供
ひとり親家庭や障害を持つ女性の雇用
再就労のための学習機会の提供
働く女性のための相談体制の充実
女性の起業を促進

方針 11) 働き続けるための条件整備

保育制度や保育施設の充実促進
放課後児童健全育成対策の充実
子育て支援センターの充実と保育所や学習センターの機能活用
「保育が必要な児童」へと対象者を広げる柔軟な対応
国(労働省)の両立支援事業を雇用主に周知・促進
「育児・介護休業法」の周知・促進
育児期にある父母の労働時間短縮の促進

課題 総合的子育て支援

方針 12) 男女ともに子育てできる環境整備

育児・介護休業制度の周知

子育て支援センターの充実

子どものからだのすこやかな発達を図るための環境整備

地域の子育てグループのネットワーク化支援

育児期にある親の情報交換のための環境整備

男女がともに参画する子育てについての啓発

育児期の親が各種講座参加のために、開催日等の工夫と保育室等の体制整備